

新型コロナウイルス感染症に関わる対応について【8月23日改訂版】

妙高市立新井中学校

標記の件につきまして、変更点等がございますので、ご確認をお願いします。

1. 体調不良等の場合

本人及びご家族に37.0度以上の発熱や倦怠感、頭痛、のどの違和感等、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がみられる場合は、登校を自粛するとともに、医療機関を受診してください。

2. 濃厚接触者として特定された場合

(1) 濃厚接触者の待機期間について

○一般的には、濃厚接触者の待機期間5日間です。

※最終接触日（陽性者と最後に接触した日）を0日として、5日間待機。（6日目に待機解除）

- ・家庭感染等で濃厚接触者となった場合 → 保健所から指示された期間を優先してください。
- ・学校感染で濃厚接触者となった場合 → 学校から指示された期間を優先してください。

(2) 濃厚接触者に特定された児童生徒の登校・登園への出席停止期間について

○濃厚接触者に特定された場合、自宅待機期間短縮が可能となる場合があります。

・濃厚接触者が、自宅待機期間2日目及び3日目に抗原検査キット（薬事承認※1されたもの）で陰性が確認された場合、3日目から解除が可能となります。

・学校・園からは、待機期間短縮を積極的に働きかけることは致しませんので、待機期間短縮を希望される場合は、学校・園にその旨申し出てください。

（2・3日目に用いた抗原検査キットの薬事承認を確認させていただきます※2）

また、待機期間を短縮した場合でも5日間の健康観察期間は必要です。

※1 厚生労働省HP参照 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)

※2 抗原定性検査キットを用いた待機期間の短縮は、家庭にて自主的に行うものであり、学校や園から検査キットを支給することはありません。（自主購入となります）

○学校以外から濃厚接触者に特定された場合でも自宅待機期間短縮はできますが、「(家庭内感染の場合)陽性者以外の家族全員に症状がないこと」を短縮条件に加えます。

(3) 外出の自粛について

○濃厚接触者は指定された期間、自宅待機となります。

○外出自粛をお願いします。（学校や買い物、社会体育や習い事、無料の検査会場を受けるための薬局への外出も控えてください。）

(4) 健康観察の実施と報告について

○毎日、朝・夕の体温測定を行ってください。

○呼吸器症状(咳、喉の痛み、呼吸苦など)がないか確認してください。

→当校ホームページより「健康観察シート」をダウンロードし、記録を付けてください。

○毎日、学校に（11：00までに）健康状態（前日夜と当日朝の体温）を報告してください。

※右のQRコードからアンケートフォームに進み、報告をお願いします。

報告いただく内容

①生徒ID ②生徒氏名 ③前日夜、当日朝の体温

④症状（無症状の場合は「なし」とご記入ください）



(5) 待機期間中に体調が悪くなったときの対応について

○発熱などの体調変化があった場合には、かかりつけ医、けいなん総合病院発熱外来、受診・相談センター、保健所のいずれかに受診・検査の相談をしてください。

- ① 平日（8：30～17:15）上越保健所 025-524-6134
けいなん総合病院発熱外来 0255-72-3161
- ② 夜間・休日 県新型コロナウイルス受診・相談センター 025-256-8275
- ② 容体が急変した場合：必ず電話をして救急外来受診または、救急車 119
- ※ 不明な点は、上越保健所医薬予防課 025-524-6134 まで問い合わせください。

(6) 自宅待機後の登校について

登校届と健康観察シートを提出ください。（当校ホームページ参照）

(7) 学校から濃厚接触者の特定を受けた場合、家族への制限について

○保護者等（大人）への制限

- ・児童生徒が濃厚接触者に特定されても、学校から行動制限を指示することはありません。（ただし、保護者の勤務先によって対応が異なるかと思いますので、各自の勤務先にお問い合わせください。）

○兄弟姉妹等、学校への登校制限

- ・家庭内で濃厚接触者に特定された方が出た場合でも、濃厚接触者と同居する児童生徒に症状がない場合に限り、市内保育園・こども園、小・中学校、特別支援学校への登校・登園制限を行いません。ただし、家庭にて検温等の体調管理は継続的に行い、体調に変化があった場合には医療機関にかかるなど、適切な対応をお願いします。児童生徒本人や家族の意向により登校を控える場合は、出席停止扱いとします。
- ・濃厚接触者の兄弟姉妹が、県立学校（高校等）に通っている場合も同様と考えられますが、学校の指示に従ってください。（県立学校についても同様の通知が出ています。）

※保健所から濃厚接触者が特定された場合の制限については、保健所の指示に従ってください。

(8) 自宅待機期間の過ごし方について

○感染拡大防止に努めた生活をお願いします。




- 例
- ・他の同居者との部屋を分ける。
 - ・家の中でもマスクを着用する。
 - ・こまめに手洗い、定期的に換気する。
 - ・汚れた衣類は洗濯し、完全に乾かす。
 - ・手の触れる共用部分（ドアの取っ手、ノブなど）をこまめに消毒する。
 - ・ゴミは密閉して捨てる。

など

3. 発熱等によりPCR等の検査を受けることになった場合




(1) お子さんが発熱等によりPCR等の検査を受けることになった場合

→検査結果が判明するまでは、登校できません

陽性であった場合	陰性であった場合	
保健所より「療養解除」となるまでは登校できません。 <u>登校の際、「治癒届」を提出ください。</u> <u>(当校ホームページ参照)</u>	濃厚接触者に特定された場合	濃厚接触者に特定されなかった場合
	<u>5日間の自宅待機</u> をお願いします。※ただし、濃厚接触者が、自宅待機期間2日目及び3日目に抗原検査キット(薬事承認されたもの)で陰性が確認された場合、3日目から解除が可能となります。(学校への連絡が必要となります)	
 期間終了後	 期間終了後	
お子さん本人やご家族等に <u>発熱や倦怠感、のどの違和感など</u> 、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がない場合には、登校できます。		

(2) お子さん以外のご家族が発熱等によりPCR等の検査を受けることになった場合

→検査結果が判明するまで、登校の自粛をお願いします。

陽性であった場合		陰性であった場合
陽性者が自宅で療養する場合	陽性者が自宅以外で療養する場合	
陽性となった人が療養解除となった日から、さらに <u>5日間程度(濃厚接触者としての経過観察期間)</u> は登校できません。 <u>登校の際、「登校届」と「健康観察シート」を提出ください。</u> (当校ホームページ参照)	陽性となった人が自宅を離れた日から、 <u>5日間程度(濃厚接触者としての経過観察期間)</u> は登校できません。 <u>登校の際、「登校届」と「健康観察シート」を提出ください。</u> (当校ホームページ参照)	
 期間終了後	 期間終了後	
お子さん本人やご家族等に <u>発熱や倦怠感、のどの違和感など</u> 、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がない場合には、登校できます。		

※ 陽性となった場合の濃厚接触者への連絡等は、保健所の指示に従ってください。